

宝塚市文化芸術活動再開支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術活動を再開する宝塚市内の団体を支援し、市内の文化芸術の振興を図ることを目的として予算の範囲内で交付する宝塚市文化芸術活動再開支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年宝塚市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、舞台芸術や展覧会等の文化活動を自粛、縮小せざるを得ない状況の中で、文化活動を実施しようとする団体に対し、公演、展覧会実施に係る経費の一部を補助することで、市内の文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助対象となる団体は、次に掲げる全ての要件に適合するものとする。

- (1) 宝塚市内に事務所又は活動拠点を有すること。
- (2) 宝塚市内における文化活動の実績が1年以上あり、かつ、現に文化活動を行っていること。
- (3) 次のアからオまでのいずれかに該当する法人その他の団体であること。
 - ア 公益法人又はこれに準ずる団体
 - イ 報道機関
 - ウ 学術研究機関
 - エ 特定非営利活動法人その他の民間非営利団体
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める団体
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下でない団体であり、かつ、団体の構成員が暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、次に掲げる全ての要件に適合するものとする。

- (1) 宝塚市内の施設（ホール、ギャラリー等で、通常使用料を徴収するとともに催し等の会場として市民の利用に供しているものに限る。）で実施するものであること。
- (2) 令和3年8月1日から令和4年2月28日までの間に実施するものであること。ただし、最終日又は初日のいずれかが期間内に含まれる事業（実施期間が連続する2日以上あるものに限る）は、令和3年7月29日から令和4年3月1日までの間に実施するもの限り、要件に適合するものとみなす。
- (3) 舞台芸術の公演（実演により表現される音楽・演劇・舞踏・パフォーマンス等をいう。）及び直前の練習又は展覧会の開催（展示による絵画・写真・手芸・生け花等の発表をいう。）及び直前の準備であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守して実施するものであること。

と。

- (5) 公共性を有し、営利を目的としたものでないこと。
- (6) 特定の政党もしくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないこと。
- (7) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としたものでないこと。

(補助対象外事業)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は補助対象としない。

- (1) 施設の主催事業
- (2) 飲食の提供を伴う事業
- (3) 宝塚市の他の制度によって助成を受ける事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業にかかる経費のうち、概ね別表に定めるとおりとする。

- 2 交際費、慶弔費、食糧費、宿泊費、備品購入費、及び寄附金として支出する費用は、補助の対象としない。
- 3 補助金の額は、1事業につき補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を超えないものとする。ただし、補助対象経費に2分の1をかけて求めた額が、1万円未満となる場合は、補助金を交付しない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書兼事業計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して別に定める期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 団体調書(様式第3号)
- (3) 団体の定款、規約、その他これらに類するもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金交付の可否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助申請者に通知する。

(補助対象事業の変更及び中止)

第9条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けたものは、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止するときは、すみやかに補助事業変更・中止申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を補助事業変更・中止承認書(様式第6号)により申請者に通知する。

(実績報告及び補助金の請求)

第10条 補助金交付決定の通知を受けたものは、補助対象事業が完了したときは、通知により指定する期日までに補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第8号)

(2) 領収書の写し

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付金額を確定するとともに、すみやかに請求書により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還等)

第11条 市長は、補助対象団体が本要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段によって交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、もしくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 補助対象団体は、前項の規定による返還命令があったときは、指定された日までに、命令に係る補助金額を市長に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第6条関係)

	費 目	補助対象経費の内容
1	報償費	講師・専門家等への役務の提供に対する謝礼(補助対象団体の構成員に支払うものを除く)
2	旅費	公共交通機関を利用したときの実費相当額(車両代及びタクシー代を除く)
3	需用費	消耗品費、印刷製本費、材料費
4	役務費	通信運搬料、保険料、手話通訳・要約筆記料
5	使用料及び賃借料	施設・設備借上料、駐車場借上料
6	その他経費	上記のほか補助対象事業の実施に必要で市長が適当と認める経費(交付申請時に申し出のあったものに限る)